藤沢市社会教育委員会議 令和5年度8月定例会

議事録

日 時 2023年(令和5年)8月28日(月)

場 所 藤沢市役所本庁舎 8階 8-1・8-2会議室

令和5年度藤沢市社会教育委員会議8月定例会

日時: 2023年(令和5年)8月28日(月)

午前10時から

場所: 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

- 1 開 会
- 2 議事録の確認
- 3 議題
 - (1) 生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理について
 - (2) 社会教育関係事務のあり方について
- 4 報告
- 5 その他
- 6 閉会

(出席委員)

稲川由佳·瀬戸内恵·伊藤秀樹·小笠原貢·窪島義浩·後藤智子 田口迪子·西尾愛·西村雅代·平野まり·三宅裕子·矢尾板丈明 (事務局)

横田参事・浅上主幹・田髙主幹・守屋課長補佐・鈴木職員

****** 午前10時 開会 ******

稲川議長 それではこれより社会教育委員会議8月定例会を開催いた

したいと思います。

本日も定例会の円滑な進行につきまして、ご協力いただき

たいと思います。

事務局から欠席委員の確認および会議の成立について報

告をお願いいたします。

事務局 藤沢市社会教育委員会議規則第4条により、審議会の成

立要件として、委員の過半数以上の出席が必要とされておりますが、委員定数15名に対して本日の出席委員12名であること

から会議は成立いたしましたことをご報告申し上げます。

本日ご欠席される委員は、越智委員、川野委員、福家委員

で、窪島委員と西尾委員は遅参されるとのことです。

稲川議長本日、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局いらっしゃいません。

稲川議長事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

事務局 (資料の確認)

11月定例会の日程について、以前は11月27日月曜日とお 知らせさせていただいておりましたが、当初会議の都合によ り、11月20日月曜日に変更させていただければと思います。 稲川議長

議事録の確認をさせていただきたいと思います。事務局に 修正は届いておりますでしょうか。

事務局

事務局にはいただいておりません。

稲川議長

委員の方からご修正ありましたら、よろしくお願いいたします。

西村委員よろしくお願いいたします。

西村委員

神奈川県社会教育委員連絡協議会の総会に出席したというところで、「横浜、川崎、相模原については辞退という形で」という発言があったんですが、稲川議長が確認してくださったところ、相模原は選出されていたということですので、相模原を消していただきたいと思います。

従いまして次の行の「他の三つができないので」を「他の二つができないので」と変更していただければと思います。

稲川議長

西村委員ありがとうございました。

他の委員からは何かございますでしょうか。

なければ6月定例会の議事録を、これで確定とさせていただ きたいと思います。

それでは議題1「生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理 について」に入ってまいります。

6月定例会において、進捗管理の進め方について、事業の 視察が必要であるというご意見もいただきました。

本日は改めて、視察の実施も含めて、進捗管理の進め方に ついて協議していきたいと思います。

事前に、皆様にご意見をお伺いして、メールで事務局の方 に、どうぞご意見をお寄せくださいと申し上げたところ、特にご 意見をいただいたということはなかったようですので、こちらの 方でスケジュール案を作成いたしました。

事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局

生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理の進め方について ご説明させていただきます。

資料1「進捗管理の進め方について」の一覧表をご覧いた だければと思います。

前回の6月定例会におきまして、本プランに掲載の全84事業について、各事業の担当課が作成した実績と自己評価、課題と今後の取組に関する事業実績の報告書をお配りさせていただきました。

委員の皆様には、本プランの基本理念、各目標、事業の目的に鑑みて、各事業が施策の方向に資するものとなっているか、成果が上がっているかなど、プランの基本目標ごとに進捗管理の評価に関するご意見をいただき、報告書としてまとめていくことが、今年度における大きな役割の一つとなってございます。

評価結果報告書につきましては、資料2として記載例がございます。

記載例では、基本目標1に対する(1)評価、(2)指摘、(3)課題についての意見が記載されておりますが、このように、各委員の方からいただいたご意見を、箇条書きで列記する形で進捗管理報告書としてまとめさせていただければと考えております。

各委員の皆様から進捗管理に関するご意見をいただくためには、各担当課からのヒアリングを行ったり、実際に、事業等をご覧いただいたりする必要があるかと存じますので、進捗管理の進め方についてご説明をさせていただきます。

進捗管理において、委員の皆様にいただきたいことの一つ 目としては、本プランに掲載の全84事業について、各事業の 担当課が作成した事業実績報告書をご覧いただきまして、ご 質問があれば質問シートに記入して、事務局へ送付いただけ ればと思います。

質問シートにつきましては、資料3をご覧いただければと存じます。

事業番号、事業名、そして質問事項を、簡潔にご記載いただければと思います。

質問に対する各課の回答につきましては、取りまとめた上で、9月定例会前までに各委員に事前送付をさせていただきます。

なお、生涯学習部の各課におきましては、ヒアリングの機会を設けさせていただきますが、生涯学習部以外が担当課となっている事業につきましては、このタイミングで質問シートによるご質問をいただき、フィードバックとしてのご回答を送付させていただきたいと考えております。

また、質問シートの提出につきましては、回答を各委員に9 月定例会前までに事前送付をさせていただく都合から、9月8 日金曜日までにご提出をお願いいただければと思います。

続きまして、進捗管理における委員の皆様にいただきたいことの二つ目でございますが、生涯学習部各課のプラン事業に関して、実績報告についてのヒアリングを設けさせていただきたいと思います。

生涯学習総務課については、6月定例会においてご説明をさせていただいたところでございますが、今後の日程といたしましては、9月25日の定例会におきまして、スポーツ推進課と文化芸術課から、11月20日の定例会において、郷土歴史課と総合市民図書館から、まず各館に関連するプラン事業の実績報告についての説明をさせていただき、その上で、委員の皆様からご質問やご意見をいただければと考えております。

そして次に委員の皆様にいただきたいことの三つ目でございますが、先日ご意見いただきました視察の実施について、 希望される方についてということで考えております。

6月定例会において、委員の皆様からのご意見として、進捗 管理においては、実際に事業をご覧になることの重要性につ いてご指摘をいただきました。

このことから、資料1「進捗管理令和4年度事業の進め方について」でいきますと、まず視察の時期ですが、9月定例会が終わった後、11月定例会までで、参加は任意で実施いただきまして、視察においては、プランの基本理念や基本目標等の観点から事業をご覧いただければと考えております。

また視察先の選定については、この後、委員の皆様にご協議いただければと思いますが、その上で視察を希望される方につきましては、9月8日金曜日までに、生涯学習総務課にご連絡をいただければと考えております。

なお視察については、旅費や報酬の対象外となりますので、ご了承いただければと思います。

そして進捗管理において、委員の皆様にご確認いただきたいことの四つ目といたしましては、プラン事業の評価結果についての意見書の作成についてでございます。

これまでにご説明させていただきました、質問シートによる 各事業に関するご質問とご回答、そして生涯学習部各課への ヒアリング、そして希望者によるご視察を通じまして、委員の皆 様には評価結果の意見書を作成いただきたいと思います。

資料4をご覧いただければと思います。

各委員におかれましては、プランの基本理念、そして基本 目標等の観点から、ご意見をご記載いただきまして、11月30 日木曜日までに生涯学習総務課にご提出いただければと思 います。 各委員から提出された、評価結果意見書にご記載をいただいた内容をもとに、評価結果報告書をまとめさせていただきたいと考えております。

なお、評価結果報告書につきましては、各委員からいただいたご意見を箇条書きで列記する形で、進捗管理の報告書としてまとめさせていただければと考えております。

生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理の進め方についての説明は以上でございます。

稲川議長

視察について事務局からも説明がありました。

視察は、希望による任意とさせていただきたいと思っています。

視察先の決め方といたしましては、事務局で事業をピックアップして、その中から希望の事業をお選びいただくという形でよろしいでしょうか。

6月に、いくつか事務局の方で出して欲しいというご意見もいただきましたので、それも踏まえながら、その中からお選びいただくという形でよろしいでしょうか。

何かご意見ありましたら、出していただければと思います。 ご意見のある方、どうぞ挙手でお願いいたします。 三宅委員、お願いいたします。

三宅委員

視察の関係はそれでよろしいかと思います。

プランの進捗管理の方法としては、毎年同じスタンスで、いくつかの事業を選んで調査して、それを重ねながら進捗管理 を行っていくという方法になっていると思います。

例えば5年間を見据えて、年度ごとに視点を変えながら進捗 管理を行う方法もあるのではないかと考えました。

今年はプランのスタートの時期の進捗管理になりますので、 プランの理念、目標に基づき、各事業課が事業として定めたも のは妥当か。もっと先を見据える必要があるんじゃないか。事 業の内容は目的に即しているか。目的を達成するのに十分か。不足している視点はないかなど、事業が順調にスタートしたか、スタートアップをポイントに進捗管理を行っていく。

そしてこの段階で確認しておきたい事業については、ヒアリングや視察を行う。

これは前回の事務局の提案に近いものだと思いますが、スタートアップだったらそういうレベルでいいのではないかと考えました。

そして例えば2年目、3年目は、プランの理念、目標に向けて、事業は予定通りに進んでいるのだろうか。遅れ気味ならばその理由は何かなどをポイントに、中間点としての進捗管理を行って、事業の立ち位置を見て、必要によって軌道修正などお願いして、この際はいくつかの事業を選んで調査し、進捗管理を行うことになると思いますけども、必要によっては同じ事業を2年見るということがあってもいいのかもしれません。

そして4年目になりましたら、このまま進めることで最終的に 事業の目的は達成されそうか。遅れているならば改善の手立 てはないかというように、目的の達成に向けた前段階の進捗管 理を行って、次のプラン作りにも反映させていく。

そして最終年は、事業課の事業結果と評価を踏まえプランの理念、目標を最終的に達成できたか。達成できなかったとするならばその理由は何か。今後これらの結果をどう生かし次のプランに続けて繋げていくかなどをポイントにして、進捗管理の総括を行うという形で年度ごとにポイントを定めながらやっていくと、見方も少し変わってきます。いわゆる本当の意味での進捗管理になっていくのではないかと考えました。

以上でございます。

稲川議長

三宅委員、ありがとうございます。

他にご意見ありましたら、挙手をお願いいたします。 では報告書のまとめ方について、ご意見ございましたら。

矢尾板委員どうぞ。

矢尾板委員

事務局からまとめ方につきましてご説明いただきました。

ここで出た意見を箇条書きで掲載するということだったんだ ろうと思います。この会議体、様々な選出母体がありますから、 それぞれの選出母体の状況を踏まえた意見が個別に出てくる と、それを箇条書きに並べて報告書とするということは、ある意 味で合理性があると思います。

一方で、例えば全く逆方向の評価とか、課題について指摘が出た場合、これを受け止める部局や、市民の方々がそれは多様な意見があるのだなと受け止めていただくというのもありうるかと思いますけれども、全く逆方向の意見が出てしまって、一体これは審議会としてどちらの方向で考えているのかと考える向きもあるかなと感じております。

そこで例えば、箇条書きで一つ作ってみて、その中でそういった状況が出たとしたならば、ここで議論も少ししていただいて、会議体としてのある程度のコンセンサスが得られるかどうかわかりませんけれども、そういった方向でまとめ上げていくというプロセスも必要ではないかなと感じております。

通常審議会のやり方として、いろいろ議論する中で、例えば各委員からこういう意見が出ましたという形でよくペーパーを まとめると思います。

それは中間段階であって、それをもとにして、会議体として どう考えるかをまとめていくというのが、国の審議会のまとめ方 だろうと思います。

そのため、まとめ上げるものを作っておくというのは、結構な ことだと思いますけれども、その次のプロセスも必要なのかなと いうふうに感じております。

以上です。

稲川議長

矢尾板委員、ありがとうございました。

他にご意見ありますでしょうか。

三宅委員からは、各年度ごとの視点の変え方、矢尾板委員からは、箇条書きにした後、昨年度、最後にまとめたような形と同様にということだと解釈いたしましたが、事務局からは何かございますでしょうか。

事務局

まず三宅委員からいただきましたご意見、年次ごとの進め 方について、今年行った後に、次年度の進捗管理をどういう 形で進めていくか、そして2年目、3年目、最後の年のところで どういう形でまとめていくかという部分につきましては、今年行 ってみたところの前回評価を含めて、次年度の進捗管理の行 い方をご議論いただいたり、最後は、次のプランに繋げていく ということでございますので、年ごとの進め方は、段階的に行 っていく必要があるかと思いますので、そこはまたご協議いた だければと思っております。

また矢尾板委員からいただきました、まとめ方ですけれども、まず列記させていただく形で作成させていただいて、それを基に、事務局でいただいた意見をまとめさせていただいた後に、12月18日の定例会で11月30日までにご提出いただいた意見をまとめて、皆様に、定例会前までにお示しさせていただき、両方のご意見であったり、整理が必要な部分がありましたら、定例会でご確認いただいた上でのご意見をいただければと思っております。

以上でございます。

稲川議長

他にご意見ございますでしょうか。

三宅委員からいただきました、初年度、今年度ですけれど も、スタートアップという視点を入れた方がいいのではないかと いうご意見ございました。

これに関して何か他に皆様、ご意見ございますでしょうか。

特になければ、三宅委員がおっしゃってくださったように、 進捗管理は、各理念、基本目標に即しているかという見方をし ていくということですが、初年度はスタートアップとして良いかど うかということも踏まえるということで、進めていくというような形 でもよろしいでしょうか。

それでは、初年度はそのような形で進めさせていただきたい と思います。

視察に関して、事務局でいくつか事業を選んでいただくという形で進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ご意見ありましたら、この場でいただければと思います。

では特にご意見がないということですので、事務局から、これがいいのではないかという事業がいくつかあるかと思いますので、事務局から事業の一覧をお知らせいただければと思います。

事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局

ただいまお配りさせていただきました資料をご確認いただければと思います。

視察事業については、本プランの基本目標1から4のそれぞれから選定の方をさせていただき、日付順に記載させていたださいてございます。

まず、10月27日金曜日午後でございますが、基本目標1から「図書館における学習支援」と基本目標4から「市民ギャラリー事業」の二つのご視察を挙げさせていただきました。

ODAKYU湘南GATEにございます、南市民図書館において、図書館における学習支援についてのご説明と、市民ギャラリーで開催される芸術文化展の二つをご視察いただく予定をしております。

次に11月4日午前でございますが、基本目標2から、「歴史 資料の公開活用」と「ふじさわ宿交流館事業」の二つを挙げさ せていただきました。 まず「歴史資料の公開活用」でございますが、遊行寺内の 長生院において、新たに市指定重要文化財に指定予定の小 栗判官伝承関連資料の一般公開のご視察と、そしてふじさわ 宿交流館、この二つをご視察いただく予定をしております。

次に11月8日水曜日午後でございますが、基本目標3から「公民館における他機関との連携」のご視察を挙げさせていただきました。

藤沢公民館のシニア学級における生命保険会社との連携 事業、「ライフサイクルゲームで"人生100年時代"にそなえよ う」をご視察いただく予定をしております。

視察を希望される委員の方は、9月8日金曜日までに生涯 学習総務課にご連絡をいただければと考えております。

また、視察については、旅費や報酬の対象外となりますのでご了承くださいますようお願いできればと思います。

以上でございます。

稲川議長

視察をご希望の方は、9月8日までに、事務局にメールでご 報告いただければ、この日程でご視察いただけます。

視察に関しては旅費、報酬の対象外となりますので大変恐縮ですけれどもご了承いただければと思います。

視察は任意となりますが、行かれた方は視察の内容もご意 見の中に反映をしていただきながらご報告いただくということに なりますが、評価結果報告書の作成に関して、委員の皆様か らご意見をいただきたいと思います。

まずフォーマット案の説明をもう1回事務局からお願いいたします。

事務局

資料4「評価結果意見書」について、改めてご確認いただければと思います。

記載欄としては、基本目標1、2、3、4のそれぞれについて、 評価、指摘、課題の項目と、一番下に事業全体に対する評価 の記載欄がございます。

各委員におかれましては、記載例としてございますように、 簡潔に箇条書きで構いませんので、プランの基本理念、基本 目標等の観点からご意見を記載いただければと思います。

評価結果意見書につきましては、11月30日木曜日までに生 涯学習総務課にご提出いただければと思います。

稲川議長

今年度はそれにプラスして、先ほど三宅委員がご提案くださいました、スタートアップの年ということも鑑みて評価をしていっていただければと思います。

事務局から、評価結果意見書について説明がありました。このフォーマットで生涯学習ふじさわプラン2026の基本理念、各目標、事業の目的、そしてスタートアップということも鑑みながら、ご意見を記載していただいて、まとめたものを進捗管理としていきたいと思っておりますが皆様よろしいでしょうか。

ご意見ありましたら、どうぞ挙手にてお願いいたします。 よろしいでしょうか。

それではまとめ方の案も作成しておりますので、事務局から 説明をお願いいたします。

事務局

進捗管理のまとめ方について資料2「評価結果報告書」を 改めてご覧いただければと思います。

記載例といたしまして、基本目標1についての評価として、 (1)評価、(2)指摘、(3)課題について箇条書きで記載されて おります。

各委員からご提出された評価結果意見書に箇条書きで記載いただいた内容を、報告書においても列記していく形で進捗管理の報告書としてまとめさせていただければと考えております。

このように、基本目標ごとに評価、指摘、課題を列記し、最後に評価結果の意見書に記載をいただいた事業全体に対する評価について列記する形で報告書としてまとめさせていただいたものを、12月定例会でご確認いただければと考えてございます。

そこであらかじめまたご確認いただいた上で、列記いただいた形についての全体としての部分も会議でご確認いただきながら、最終的に報告書を作成いただいたものをご確認いただければと考えております。

以上でございます。

稲川議長

事務局から評価結果報告書について説明がありました。 この評価結果報告書は、昨年度作成いたしました、2021の 最終評価結果報告書のフォーマットの形を踏襲して作らさせ ていただいております。

進捗管理の報告書については、ア、イ、ウ、エという形で、 皆さんのお名前を出すということではなく、似た意見はまとめて 記載することを考えておりますが、よろしいでしょうか。

意見は全部集約して、似た意見をまとめて、一つの形にして、それを皆様にお示しして、反対意見がもし出た場合、ただしこういう意見もあったというように、一つの形としてお示ししていければと思っております。

これについてご意見ございましたら挙手にてお願いいたします。

この場でご意見、ご質問がないようですので、プランの進捗 管理はこの資料のとおりに進めさせていただきます。

議題1については以上ということにさせていただきます。 では、引き続きまして議題2に入りたいと思います。

「社会教育関係事務のあり方について」と議事には書いておりますけれども、諮問、答申についてということになります。

6月定例会において、諮問に対する進め方として、小委員 会の設置についてのご意見をいただきました。

本日改めて、小委員会の設置も含めて、諮問の進め方を協議したいと思っています。

小委員会を設置する場合を考えて、スケジュールの案を作成しましたので、事務局からご説明いただければと思います。

事務局

この会議は年間7回のスケジュールになっていまして、今回 が2回目ということになります。

残り5回の中で、皆様にはプランの進捗管理と、社会教育 関係事務の移管について諮問を受けていますので、その答申 を、来年の5月をめどに出していただくという、この二つの審議 を並行して進めていただく形になります。

プランの進捗管理については、12月までに概ね結論を出していただくような形になるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

1月以降につきましては、この答申に向けた話を中心に議論を進めていただくのかなと考えております。

資料5の方をご覧いただきたいと思います。

諮問の答申に向けた議論の進め方の流れということになります。

8月、9月、11月の会議の中で、生涯学習部の5課から、それぞれの業務についてのご説明と、移管された際の影響等について説明をさせていただきます。

今回の移管については、9月にご説明させていただくスポーツと文化芸術、11月の文化財と図書館、それから公民館の関係という5つの分野についてご議論いただきます。

その中で、最も大きく変わる可能性があるのが、公民館の 関係と考えておりまして、残りの4つについては、既に補助執 行として市長部局で事務を担っているというところからしまして も、それほど大きく変わる内容ではないと考えております。 今後、本日と、9月、11月で、それぞれ5分野について、5つの課から説明をさせていただきますので、その際に、ご意見、ご質問がございましたらいただきたいと思っています。

それらのご質問、ご意見をまとめさせていただきまして、小委員会で論点の整理や、次の定例会で話し合っていただく内容について整理をしていただきまして、その次の定例会で、前回説明していただいた内容の論点についてご議論いただくといった流れで進めさせていただきたいと考えております。

12月以降につきましては、全般についての論点が出てくると思いますので、全体の流れの中でご議論をいただいて、最終的に答申案として、まとめさせていただきたいと考えております。

資料6をご覧いただきたいと思います。

小委員会の設置について(案)という形になっております。

今回のこの議論を進めるにあたっては、全員で論点を整理 しながら進めるのは、内容的にも非常に難しいと考えておりま して、前回の会議におきましても小委員会の設置についてご 意見をいただきました。

それに基づきまして、毎回、論点の整理については、人数を少なくした小委員会の中で整理をして、定例会で、全員で議論をしていただき、ご意見をいただくという形をとりたいと思っています。

目的については、記載のとおりでございまして、小委員会の流れとして、あくまでも案という段階でございますが、会議の時間も変更をさせていただいて、例えば、9時から9時30分の間に、本日の定例会で話し合う案について論点整理を事前にさせていただいて、9時半からの会議を実施しまして、会議終了後に再度小委員会でその当日に話し合った内容について論点を整理させていただいて次回の会議に備えるという形で実施ができたらと考えております。

しかし当日の議論の内容や、議題、進捗状況によって、小 委員会にご参加いただく委員の皆様にご意見を伺いながら、 どのような進め方が一番いいかということについては、相談をし ながら進めさせていただければと考えております。

スケジュール的には小委員会も、4回程度実施をさせていただければと考えておりまして、スケジュールについては3に記載のとおりを予定しております。

資料7につきましては、設置についての要項の案となっております。

定数につきましては、本会議が15名なので、その半数以下 というところでは、7名以下で実施ができればと考えています。

こちらの小委員会も、別途報酬の対象にはならないので、 同日の設定というのは、わざわざ別日に来ていただかなくても 済むようにということで、こういう案をとさせていただきました。

小委員会につきましても、ご参加いただけるという方がいらっしゃいましたら、9月8日までにお申し出をいただければありがたいなと思います。

早速9月に第1回を予定しておりますので、ご参加いただける方がいらっしゃいましたら、こちらから個別に、実施の日程についてはお伝えさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

進捗管理のスケジュールと、小委員会の設置についてのご 説明は以上となります。

稲川議長

小委員会の設置について、そもそも小委員会の設置ありき という形ではなく、ここで議論した方がいいのではないかという ご意見もあるかもしれませんが、6月の定例会では、小委員会 で整理をして、それをこの定例会で皆さんにお諮りして、それ で進めていった方が、よりこの定例会での話に深みが出てくる のではないかということも考えて、小委員会の設置があった方 がいいのではないかということでした。 そうすると人数は、5人から7人ぐらいで、やりたいという方は 立候補していただいて、定例会の前後に、会議を開かせてい ただくというご説明でした。

報酬等を別途お出しすることもできず、また別の日にちを設定するというのも難しいのではないかということで、定例会と同日ということで考えさせていただいた次第です。

小委員会の設置につきまして、何かご意見ご質問等ありま したら、挙手でお願いいたしたいと思います。

特になければ、進め方についてご意見ありましたらどうぞ。 矢尾板委員、お願いいたします。

矢尾板委員

小委員会の設置そのものにつきましては、一つやり方として合理性があるので特に異存はございません。

小委員会の進め方につきまして、資料6を拝見いたしますと、第1回目の小委員会で開催されて、そこで論点整理をし始めるというふうに見えますが、これは小委員会の中でご議論いただくことだろうと思います。

しかし、どんな論点がありますかと小委員会の方々に問うて、その場で意見が出るかもしれないし、非常に難しいねとおっしゃる方も出る可能性もあるのではないかと思っております。

論点整理は、小委員会の大事な仕事だと思うんですけれども、その前に、他の自治体ではこういうことが議論になって、こういう答申も出ていますという、論点整理のたたき台を事前にお示ししていただいた上で、その論点について議論したり、さらに付け加える論点があるという進め方が非常に効率的ではないかなと思っております。

これは小委員会の人選にも繋がる話だと思いますが、希望 の方ということですが、どんな論点があるかによって、その論点 について深い知見を有する方や、関係の選出母体の方々とか いらっしゃるんだろうと思います。 そういう人選の面でも、事前にある程度の論点のイメージを 持っていただいて、お示ししていただくということも必要なのは ないかなと思っておりますので、意見申し上げます。

稲川議長

矢尾板委員、どうもありがとうございました。 事務局よろしくお願いいたします

事務局

一点目の議論の進め方について、いきなり論点をというと 難しいという話でございましたが、事務局のイメージとしまして は、例えば、次回については、本日ご説明させていただく公民 館について、いただいたご質問、ご意見を参考に、あらかじめ こちらで想定される論点を、資料として出させていただいた上 で、それを直前の30分間、もしくは、例えば事前にメールやZo omのやり取りなどで皆さんで整理ができれば、ということをイメ ージしております。

もう一点、あらかじめ論点がはっきりしないと、そもそもそれについての知見があるかどうかというお話でございました。もちろんこちらでも、国が移管に絡む答申を出したときの国の議論の経過もありますし、想定される論点は、既に抽出させていただいているものもありますが、それを最初から出してしまうと、議論を誘導しているともとられてしまうのかなと思っております。これから2ヶ月間は生涯学習部の各課から、事業内容や、実際に移管によって受ける影響の想定などについて説明させていただきますので、それについては皆様からご意見をいただいて、説明が終わった段階で、他市や、国の経過を踏まえて、論点も含めた上でのトータル的なものをお示しできるかなと思っています。

ただ、皆様の中から、最初から想定されるものを出してほしいというお話があれば、そのような形にするのもやぶさかではないかなと思います。

そのあたりもご議論いただければありがたいと思います。

稲川議長

事務局ありがとうございます。 矢尾板委員どうぞ。

矢尾板委員

論点について、事前にお示しいただくと、方向性みたいな バイアスがかかるというお話も含まれていたと思います。

国も、各自治体も資料を公表している中で、そういったものをいろいろ整理してみますと、ある程度のイメージができて、財政的な論点や、政治的な観点の論点、専門的な観点の論点とかなどは、私達委員が独自に調べて作ることもできるわけですけれども、そういったものもできる委員もいらっしゃいますし、なかなかお仕事の関係で、いとまもないという委員もいらっしゃると思います。

その中で、何か方向性を作って、取りまとめていただくという ところまでは行く必要はないので、例えば国の議論ではこうい うことが議論されましたということは、事前の基礎資料として、補 足的なものでもいいので簡単にまとめていただきたい。

先ほど、私は論点を申し上げましたけれども、そういった論 点は各自作れるわけで、それを皆さんで共有するためにも、事 務局として論点をお示しいただけると、非常に議論も効率的に 進むのかなと。

ここにいらっしゃる方々は、それぞれ選出母体がありますけれども、中立、独立の観点でしっかり議論をしていただく方々だと思っておりますので、国がこういったからそうだということには必ずしもならないのかなと。

というのは、審議すべき議論が抜けてしまったですとか、そういう審議会のプロセスが後で評価されるときに、あまり重要でないと一般に考えられた論点について、ずいぶんやってしまったですとか、その結果や論点のウェイトづけについての私達の議論のプロセスがいかがなものだったかということにならないためにも、一般にどういう議論がなされてるかを共有しておくこと

は重要ではないかなと思って、意見を先ほど申し上げさせて いただきました。

稲川議長

ありがとうございます。

事務局お願いします。

事務局

次回の会議か、小委員会の方で、資料としてお示しをしたいと思っていますけれども、国や、他の自治体の議論等を踏まえた中で、こちらの方で、今後論点になると考えているのは、例えば、「教育委員会の関与がどのようになるのか。その方法や、度合いについて。」

また、「今後の社会教育に関する事業の内容をどのように担保していくのかということ。」

それから、「今後の社会教育施設のあり方と利用にあたって の担保措置はどのように考えられているのかということ。」

あとは、「教育委員会から離れた際の職員の執行体制等、 スキルアップ等、どのように職員の質の確保を図っていくのか ということ。」

それから、具体的になりますが、この「社会教育委員会議のあり方、どのような形になっていくのかということ。」議論の内容や、そもそも社会教育委員会議が教育委員会の諮問機関という形になっていますので、その位置づけをどうしていくのかということ。

それから、「社会教育の目的の一つである、"人づくり、つながりづくり、地域づくり"の"地域づくり"について、社会教育として、今後どのように関わりを持っていくのか。」

教育委員会から市長部局になったときに、より良くなっていないといけないという前提があると思いますので、そういったところが、トータルで考えたときの論点になってくるかなと考えておりますが、もちろん、これからの各課の説明をお聞きになって、もっと具体的なところで、トータルではわかるけれども、具

体的にどうなるのかということも、もちろん論点の一つになって くる可能性もありますし、それをお話をさせていただきながら整理をするのかなと考えています。

稲川議長

事務局、ありがとうございました。 窪島委員、どうぞ。

窪島委員

質問です。設置については、前回話し合いがあったということなので、私も異論は全くございません。

この小委員会というのは、議論内容のところを見ると、定例 会の内容確認や、論点整理。あるいは、定例会の意見等の取りまとめというように、議論内容、議論として書かれているのですが、設置要綱の案の方では、「この委員会については、付託される事項について調査および検討を行うため」のものと読み取れるかなと思うのですが、実際には、議論内容を行うための委員会であるという位置づけでよろしいでしょうか。

稲川議長

事務局お願いいたします。

事務局

要綱に、「調査および検討」と書いてありまして、それももちろん役割の一つであると思いますが、議論を進めるに当たっての論点整理を行うというのが、主たる目的にはなってくるかなと思いますので、「調査および検討および議論の整理」というような形に修正をさせていただきたいと思います。

稲川議長

では、そちらは修正するということでお願いいたします。 他にありますでしょうか。 矢尾板委員、お願いいたします。

矢尾板委員

先ほど事務局からお話のあった論点、6つほど出たと思い ますが、以前、教育行政の中立性、独立性、これまでの歴史 的経緯を踏まえた講義等、川野委員からご説明があったと思いますが、そういった論点というのは今挙げた6項目の中の、 教育委員会の関与の度合いというところに当たるということでしょうか。

稲川議長

事務局お願いいたします。

事務局

この中でどれに当たるかということになると、教育委員会の 関与というのは、かなり広い範囲を示してると思います。国の 議論の中では、教育の中立性についてといったこともあります ので、具体的にそういうタイトルで議論をされるということであれ ば、それもありかとも思いますし、事務局では、教育委員会の 関与というところで、タイトルとしてはまとめさせていただきまし た。中身は何になるかまはだこれからだと思います。

稲川議長

事務局ありがとうございました。よろしいでしょうか。

矢尾板委員

いくつか論点が口頭でご説明されましたので、人選にあたってはそれぞれの分野について知見を有する方もいらっしゃると思いますので、そういったことを踏まえて議長においては検討いただけるといいのかなと思っております。

稲川議長

他にご意見、ございますでしょうか。

ご意見、ご質問がこれ以上ないようですので、小委員会を 設置するということで進めさせていただくということをご理解い ただきたいと思います。

また、諮問の進め方について、窪島先生や矢尾板委員にご 意見いただきましたので、他にご意見等がないということです ので、諮問についてはお2人のご意見を踏まえながら、進めさ せていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。

次に、6月の定例会において説明した、生涯学習総務課の 移管事務のうち、公民館に関する事務について、改めて事務 局から説明をお願いしたいと思います。

ここで論点の整理もしながら、ご説明いただけるということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局

資料8と9をご覧いただければと思います。

今回このご説明をさせていただく趣旨は、当初のスケジュールでは、6月に生涯学習総務課からの事業内容と、あと移管にあたっての影響についてご説明をさせていただく予定でしたが、今後のスケジュールや進捗管理に時間を割いてしまって、十分なご説明ができなかったというところがございまして、今回お時間を取らせていただきました。

今回、大きく分けて5つの分野について移管が進められると いうことを想定しています。

スポーツ、文化芸術の分野については、地教行法の改正が早かったこともありまして、多くの自治体で、既に市長部局に移管されているのが現状です。

それから、文化財と図書館については、移管可能になって おりますが、まだそれほど進んでない状況で、公民館につい ても同じような状況でございます。

ただ、公民館というのは、自治体によってあるところとないところがございます。この近くの例ですと、横浜市は、地区センターがありますけれども、公民館という施設自体が存在しておりません。また、鎌倉市も、行政センターの中に生涯学習センターという位置づけの施設はありますけれども、公民館という施設は存在しておりません。

茅ヶ崎市、平塚市、相模原市は、複数の公民館がしっかりと した活動しているというのが実情でございます。 そういった中で、藤沢市では、スポーツ、文化芸術、文化 財、図書館については、既に補助執行として市長部局で事務 を実施しており、その事業内容についても、そんなに大きく変 わっていくということはないと考えています。

ただ、今回ご説明させていただく、移管による検討内容というのは、公民館については、公民館の存在自体がなくなっていくという可能性を秘めた内容になっていますので、今回の議論の中でも重要になってくると思います。今日ご説明させていただいて、ご意見、ご質問いただきますが、今回だけでは終わらず、また総体としての議論の中で、さらにご意見をいただく機会は出てくると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

その前提で、まず資料8をご覧いただきたいと思います。

公民館に関する事務における現在の検討事項、市として考えている方向性ということになります。

大きく分けて、何が変わっていくかということになると、「施設に関すること」「執行体制」「講座」「貸室」。これが公民館が行っている業務の大きなものにはなりますけれども、現状で、課題がいくつかあります。

施設については、わかりにくい。

執行体制については、繋がっていない。

講座については、一体とした取組ができていない。

貸室については、施設の有効活用が図られていない。

そういったところが、それぞれについての現状の課題だと認 識しております。

そこで、まず施設について、わかりにくいということを解消していきたい。

何がわかりにくいかというと、藤沢市の場合は、13公民館ありますけれども、そのうち11公民館は併設館と言われておりまして、市民センターと建物が一緒です。

利用される市民の皆さんにとっては、そこが市民センターなのか公民館なのか、同じ建物を共有しておりますので、非常にわかりにくいということと、教育委員会の公民館の職員と、市長部局の職員である市民センターの職員が一緒にいるということで、業務の点でも非常にわかりにくくなっている点があります。

資料9、2ページと3ページをご覧いただきたいと思います。 施設についての課題を、課題と今後の方向性を示させてい ただいております。

今後、移管された際には、公民館業務と地域業務を、同じ市長部局の職員が両方実施して、新たな、市民センターと公民館が合体した施設とし、より一体となった、わかりやすい業務を進めることによって、学びを通じて、地域づくりに繋げていくということが、今まで以上に推進できると考えております。

続きまして、執行体制についてです。

先ほど、繋がっていないと申し上げましたが、本来は、社会教育としての公民館の業務は、学びを通じて、繋がりづくりをした市民の皆さん同士が、最終的に地域の中での繋がりを育んでいくことですが、現在の執行体制としましては、2つの部門の職員がおりまして、実際に協力してうまくやっていければ良いのですが、途中で分断されてしまっている実情があります。

現在の執行体制では、教育委員会の職員というのは、公民館の職員で、正規職員は、1人工はいません。0.79人という人工になっておりまして、プラス、会計年度任用職員という1年任期の職員が、5人から9人で運営しているというのが現状です。

一方、市民センターは、地域業務を担当している職員だけでも、3人から6人の正規職員に加えて、会計年度任用職員が3人から4人という体制で実施をしております。

結果的には、職員として、主たる業務を行っているのは市民 センターの方の職員だけという位置づけになっております。

その結果、地域で何かをやりたい、地域に何かお願いしたいという話になったときに、本来であれば、公民館がその役割

を担うべきところを、市民センターの方に委ねてしまう傾向が 多々あります。例えばコミュニティスクールの関係もそうです。 本来は、社会教育の分野で、公民館が地域として担っていく べきなのですが、正規の職員がいないということで、市民セン ターの職員に話をせざるを得ない状況になってしまう。

そのような中で、その他の分野でも、本来は、公民館が地域 での役割を担わなければいけないのですが、学習の分野のみ に特化されてしまっていて、それを地域に繋げていくことがな かなかできていないというのが現状であると考えています。

そのあたりが大きな課題と思っておりまして、公民館は、学んで、繋げて、地域の繋がりづくりをしていくというのが本来の役割なのですが、実際の併設館の職員の中では、それぞれが別々のお客さんというような認識になってしまっていて、公民館のお客さんは学習に来られている方やサークル活動をされてる方。一方、地域団体、自治会、連合会や、社会福祉協議会、民生委員協議会、青少年、防犯交通、そういった地域団体は、市民センターの地域担当のお客さんで、公民館のお客さんではないというように、中で分かれてしまってるところがありまして、どうしても、社会教育事業だけではなくて、地域づくりに一体的に関わってもらうといったことに繋がっていない。

公民館が、地域の皆さん同士の顔が見える関係性づくりを 担って、さらに関係性を、地域の中に繋げていく役割を一体的 に担っていくためには、同じ組織で、きちんと職員を置いた形 でやっていく必要があるのではないかというのが2つ目の執行 体制でございます。

5ページをご覧ください。

講座です。

公民館が、単なるカルチャーセンターと違う部分がどこにあるかと言うと、地域の様々な課題や、主として今後進めていきたい方向性といったことを含めた、一体となった学習支援をすることができるということにあるのかなと思います。

しかし、現状では、学習の分野に特化されてしまっていて、 なかなかそこに繋がりができていない。

今後、地域の皆さんの様々な要望に応えて、また市の様々な部署と連携して、一体となった取組を実施するためには、やはり市長部局として、一体となった取組をできるような組織にしていかなくてはならないと考えています。

ただし、各施設の事業を実施するにあたって、全く教育委員会から離れてしまって、勝手気ままに好きなことをやっていいということではなく、今考えている内容としましては、諮問機関である社会教育委員会議で、それぞれの施設で実施していく事業の方向性について決定をさせていただいて、それに基づいた事業計画を、各施設で作成していただいて、それを社会教育委員会議でも報告をしていただき、承認をしていく。

そういった仕組みが必要ではないかなと考えております。 続きまして、貸室についてです。

施設の有効活用というところで、6ページを御覧いただきたいと思います。

公民館は、社会教育法上の施設ということになります。その 場合は、利用にどうしても制限が出てきます。

そもそも社会教育というのが、法律上、組織的な活動という ことに定義されています。

生涯学習は、もっと広い範囲を包含してるので、個人学習などといったものも中に含まれますが、社会教育はあくまでも組織的な活動なので、グループやサークル等、団体として活動する方が対象という認識になってます。

そのため社会教育法上の公民館は、個人での利用が対象になってないというのが現状です。

現状の公民館は、確かに皆さんから部屋が取りにくいという お話もいただいております。しかしそれは、人気のある公民館 で、例えば体育室やホールなどの規模の大きい部屋、それか ら時間帯によってで、夜間や、部屋の種類によっては、結構な 割合で空いている状況もあります。それを個人の学習として利用することはできないのか、サークルまでは行かないけれども、2、3人の人数で使えないのかというご要望もあります。

これを公民館としてではなく、市長部局の施設とすることで、 柔軟な利用をすることができていくのではないかと考えている ところでございます。

以上が、大きく4つのポイントになりまして、詳しくは資料9を 見ていただくと、どうしてそうなのか、具体的に何がいくつなの かといったところはご理解いただけるかと思います。

ただ、今回の国としての方向性や、全国の移管の状況等を 考えると、やはり藤沢市としては市長部局での一体的な運営 が有効ではないかと考えています。

今後、人生100年時代に向けて、社会教育分野の事業は非常に重要になってくると考えています。

例えば、20歳ぐらいから就職して、65歳で定年になった方の、それまでの仕事をしている時間と、65歳で退職してから、例えば85歳、平均寿命まで生きたとして、その間の自由時間とどちらが長いかと考えたときに、65歳以降の自由時間の方が長い。

つまり、退職した後に、その時間をどうやって有効に過ごしていくかということが、皆さんの健康、生きがい、お金の面などに非常に大きく影響してくるということで、社会教育のあり方は、非常に重要になってくると考えています。

そのためにも、やはり今申し上げたような、他の分野の市の 取組と一体となった事業や、方向性の取組をしていく必要があ りますので、今回の移管の機会を捉えて、公民館の施設を市 長部局と一体となった施設として進めていくことがより重要では ないかと考えております。

以上が、公民館についての検討事項の説明になります。

事務局 追加です。

7ページの資料ですけれども、右下に米印で、生涯学習・ 社会教育が果たしうる役割というところの内容ですが、こちらは 「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整 理」を基に、国では、ウェルビーイング(個人の幸せと周囲の 「場」のよい状態)の実現。

地域コミュニティの基盤(「学び」を通じた、人と人とのつながり・絆の深まりが、地域コミュニティの基盤を安定させる)

社会的包摂の実現。誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供。

デジタル社会に対応。

以上の4つが、生涯学習・社会教育が果たしうる役割として 示されているところでございます。

概要版の資料には、施設、執行体制、講座、貸室について、どういうことを進めていきたいかということのキーワードを記載させていただいておりまして、それぞれ、例えば、顔の見える関係性を深めることによって、ウェルビーイング、個人の幸せと周囲の場が良くなり、また地域コミュニティの基盤の方にも繋がるということを、表の体系として示させていただいたものが7ページでございます。

8ページ、社会教育委員による生涯学習のさらなる充実・推進といたしまして、社会教育委員に関する事務については、教育委員会の権限でございますし、社会教育委員の方々におかれましては、計画立案等の職務を行っていただくことになっております。

そして、社会教育委員の方々が生涯学習ふじさわプランを 策定して、事業の進捗管理等をいただくこと。そして施策の方 向性であるとか、事業の効果等を評価いただいて、それで生 涯学習の方がいわゆる教育の方との担保がなされているかど うかとか、そういったところを進捗管理等によってそれと評価に よってあり方がどうなってるか確認いただきながら進めていた だくというところが、8ページでございます。 そして参考といたしまして、9ページは、生涯学習ふじさわ プラン2026と、藤沢市公民館事業計画基本方針の内容を記 載させていただいております。

以上でございます。

稲川議長

事務局から、公民館に関する事務における検討事項等、諮問について、ご説明があったところです。

ご意見、ご質問等ありましたら、挙手にてお願いいたしま す。

今の説明についてのご質問ということでお願いいたします。 矢尾板委員どうぞ。

矢尾板委員

公民館が抱える課題について理解できたと思います。

1つの方向性で、こういった課題を解決するためには市長部局への移管が必要であるという印象を受けました。

こういった課題を解決するために、こういう政策変更が必要であるということですが、その因果関係、合理的関連性があるのか。目的と手段との間の部分ですが、見方によっては、現状、事実上行われている市長部局のサポートというものを制度的にも、条例で裏付けするという面もあろうかと思います。

課題を解決するために、制度的に一体化という形で整理することによって、本当に課題が改善されるのかという部分なのですが、ご説明ではそうなっていくのだろうという印象を受けた方も多いと思います。

国や、各自治体も政策評価を行っている中で、本当にそういったエビデンスがあるのかという部分について、これまでのいろいろな議論の中で、事後評価として、制度変更することによって、実際に事実上認めるだけでは得られなかった、より良い効果が得られたのかという、エビデンスベースの、政策評価の中の事後評価が行われている自治体もあるのかなと想像します。

その点は、今後、小委員会や、全体会議で議論する大事な 論点だと思いますので、そのあたりについての資料や、議論の 様子のようなものも、今後、小委員会、ないしは全体会議の場 で、ぜひお示しいただければいいかなと思っております。

EBPM、一般的に行われている政策評価の観点からの議論 も深めていただけるとありがたいかなと思います。

稲川議長

矢尾板委員ありがとうございます。 他にご意見いかがでしょうか。 小笠原委員、お願いいたします。

小笠原委員

質問です。

13地区に設置している郷土づくり推進会議ですが、市民センタ・一公民館を起点として活動をしておりますが、郷土づくり推進会議が受ける影響や、変化があれば教えてもらいたいなと思います。

事務局

郷土づくり推進会議は、各地区ごとに、こういった課題があって、解決はどうすればいいのかというのを議論していただくというように認識しております。

それが今後、移管によって、どういう影響を受けるかということですが、私どもとしては、より進みやすくなるのではないかと考えております。

現状、郷土づくり推進会議は、完全に市長部局の会議であって、公民館はほぼ関わってない。

地区によって違うかもしれませんが、公民館の事業とは違う 分野のものという認識のところも結構多いと思います。

具体的に考えているのは、現状、各施設では、完全に担当が分かれておりますが、職員は、必ず全ての担当者が両方の 事業に関与できるようにしていきたいと考えております。 郷土づくりの中で、例えば公民館と、地域で同じような事業 を計画することがあり得ると思います。

具体例で言うと、ICTについて進んでいないから、スマホの 使い方について、地区の皆さんにもう少し進めましょうと、郷土 づくりが考えている中で、公民館も、同じような事業を企画して 実施してしまう可能性があります。

そういったところを地区の中できちんと体系づけて、講座の ノウハウが公民館にはあるから、公民館事業として実施してい くといったように、役割分担をきちんとしながら実施していくこと ができるのではないかと考えています。

今は、郷土づくりの事業は郷土づくりの担当者がやるもの。 公民館の事業は公民館の担当者がやるものというように、機関 も違えば、部局も、予算も違うという状況でございます。

稲川議長

他にいかがでしょうか。

西村委員、どうぞ。

西村委員

質問です。

単独公民館は、何館あるのでしょうか。

事務局

13公民館のうち、11公民館が市民センター併設で、藤沢公民館と村岡公民館はセンター機能がない単独館です。

地域の担当はありますが、例えば住民票を発行している窓口の関係の担当がないので、そこは単独公民館として生涯学習部の機関となっています。

また、済美館と片瀬しおさいセンターという2つの分館がありますが、それも生涯学習部の施設という位置づけです。

西村委員

今、社会教育と生涯学習を、ごっちゃに使われている部分 が多くて、例えば社会教育の分野でいくとすると、家庭教育、 社会教育、学校教育という3つの中で、家庭教育と学校教育を 除いたのが社会教育であるという観点で私は勉強してきました。

一方で、生涯学習は、生まれてから、この世を去るまで、生涯にわたって学習する機会を得るということだと思います。

それがこの資料ではごっちゃに使われているので、どういう 内容で使われているのかを整理していただきたいというのが要 望です。

2点目に、施設のところで1枚目の資料に、公民館(社会教育施設)と市民センター(市長所管)とありますが、括弧の位置づけも、公民館(教育委員会所管)、市民センター(市長部局所管)という形で比例しているところが、正確な言葉ではなく、非常にわかりにくかったので直していただければと思います。

それから、説明の中で、現状をご説明いただいて、組織とすると、業務分担が違っていたり、所管事項が違うので、そういうことはありうるだろうなというのは理解できます。

一方で、人数が足りないということであれば、必要な人数を つければ済む話と逆に思ってしまいます。

市長部局に人をつけすぎて、公民館に人をつけないからこうなっているという逆論も出てくると思います。

ですので、あくまでも所管が違うから、事務決裁上、予算を 別にとっていたりする状況があるので、一体化した方がいいと いう理由がはっきり示せればいいと思うのですが。

それについても、逆に言えば、予算だけの問題であれば、 その館として、あるいは市民センターという一つの組織体として、各課が分担してやっているように、公民館担当と市長部局 担当のところが調整して、いわゆる一つの施設として予算要望 すれば、何の問題もないのかなと思えてしまいます。

事務移管を反対しているわけではないのですが、説明の仕 方として、非常に誤解されるところが多いのではないかなと思 いながら聞いておりました。 ですので、実態がこうだから、組織を変えるしかないのか、 実態は、例えば人員の問題や、予算の問題についても、こう すれば組織を一体化しなくてもいいのではないかという両方を 検討する必要があるのではないかなと思います。

移管ありきでお話が進んでいるので、その方がやりやすいというのは見えているのかもしれませんが、実際にそれしかないのかということについては、疑問が大きいと感じました。

稲川議長

西村委員、ありがとうございました。 事務局いかがでしょうか。

事務局

今いただいたご意見で、組織を変えるしかないのか、それとも運用でできないのかということについて、公民館の歴史や、 状況を細かく説明させていただければと思います。

公民館の歴史として、1回市民運営になった際に委託に出され、職員がゼロになった時期があり、それを直営に戻したときにも職員の配置をすることができなかったという歴史であったり、補助執行になったタイミングのそういった経過もあって、現状こういう体制になっているというところはございます。

その間、公民館のあり方検討の中で、職員を増やすべきだ という、答申をいただいたりもしましたが、実際に職員を配置す るところまで至らなかったというのが歴史としてございます。

また、一体となった施設であれば、公民館が市民センター吸収してもいいわけですが、先ほど申し上げたように、現状、職員の数が圧倒的に市民センターが多く、施設の管理も含めて市民センターでやっているという中では、一体とするときに、教育委員会で全てを吸収するというのは、現状として、市の組織として難しい状況があります。

運用の中でも、いろいろ工夫をして、同じ担当にして、同じ ように一緒にやっていきましょうというように取り組んではいまし たが、やはり組織の壁が非常に大きいというのが課題だったというのが現状ではございます。

西村委員

単独館2館と分館2館については今後どうしていくというお考えでしょうか。

事務局

そもそも、2つの施設があるとわかりにくいという現状がありましたので、単独館も含めて、市長部局の所管にするということを検討しています。

西村委員

単独館2館と分館2館については、今まさに全然別で行っていて、何の支障もない。

それでも市長部局にという根拠がわからないんですが。 いろいろと努力されてきたのもわかるし、市長部局と教育委 員会の定数がわかれていることもわかっていますが、人の配置 と仕事の仕方を、単独館組織の中で、例えばそれぞれの課が 分かれているのと同じようにできないものかなと思っています。 それから、所管が違う中で、決裁事務が実際にどこで問題 になっていくのかがわかれば教えていただきたいと思います。

事務局

まず、公民館は生涯学習部です。

公民館の担当と市民センターの地域担当が、地域づくり担 当ということで、一緒に業務を行っております。

公民館職員は生涯学習部の職員です。地域担当は市民自 治部の職員です。

そのため、名目上は一緒にやろうと言っておきながら、事務 決裁の部分については一緒になり得ない部分もございます。

指揮命令系統が違いますので、分断されている現状です。 単独公民館は藤沢と村岡がありますけれども、今一番うまく いっているのは、村岡公民館です。 いわゆる地域担当と、公民館の担当が、組織が同じ、生涯 学習部の職員ですので、それぞれの担当を持ちながら、一緒 に仕事をしているという、我々としては好事例の組織がありま すので、十二分に参考にさせていただきながら、今回の提案 をさせていただいています。

そういう意味では、組織としてはうまくいっている組織もあるのに、どうして移管するのかというのは当然のご指摘だと思っておりますけれども、その他を取り巻く状況の中で、我々としては、公民館側よりも、市長部局に移管した方が、諸々の課題について包含しながら解決できるのではないかと考えておりますので、今回の御提案という形になります。

稲川議長

小委員会を設置させていただいて、そちらの方でも検討していきたいと思っております。

他にご意見ございますでしょうか。 窪島委員、お願いいたします。

窪島委員

小委員会の方でという議長のお話だったので、小委員会の 方で論点をまとめていただいて構わないのですが、学校教育 に関わる立場の人間からの意見、考えというところで捉えてい ただきたいと思います。

本来、教育委員会が所管している公民館の業務が、市長所管というところで一体化という話になったときに、先ほど教育の中立という話が少し出ましたけれども、公民館における教育の中立というものが、危ういこともなきにしもあらずと思います。首長さんが選挙によって変わるわけですけれども、そのときの首長さんの意向によって、公民館の業務、あるいは教育内容といったものにも、多分に影響が出る可能性もあるのかなという気持ちは持っています。

ですから、次回、論点のところで構わないと思いますので、 そういったことも危惧している者がいるというところで、話を出し ていただけるとありがたいなという希望を出させていただきたい と思います。

稲川議長

事務局、ありますでしょうか。

事務局

まさにおっしゃっていただいたことがこれからの一番の課題だと思います。

ただ、一方で、現状、教育委員会としての、中立性と考えたときに、それをどこで担保しているかというと、補助執行で実施している中で、なかなか難しいところがあります。

例えば公民館事業の方針ですとか、事業を進めるにあたっては、補助執行としての市長部局の決裁で進めているというのが現状でございます。

むしろこれから議論を進める中で、その担保をするにあたって、社会教育に関する教育委員会の諮問機関である社会教育委員会議の中で、本来、そういった方向性、公民館の事業、社会教育のその他の事業についても方向性をお諮りして審議していかなければなかったのかなとは思っています。

そういった反省点も踏まえて、例えば、今後は担保措置として、この中に教育委員会の職員を必ず入るる等により、今よりも教育委員会の関与を高めるような形にもできるのではないかと思っていますが、それはまさにこれからお話をいただく課題の一つと考えています。

稲川議長

事務局ありがとうございました。 矢尾板委員、お願いします。 矢尾板委員

窪島委員がおっしゃられた論点というのは、教育委員会の関 与の度合いに含まれるというご説明だったと思いますが、そう いったところを見える化していただければと思います。

例えば、大まかに教育委員会の関与と書いてもいいかもしれませんが、窪島委員がおっしゃったように、教育の中立性との関係で、市長部局への事務移管をどのように考えるか。もし移管するならば、教育の中立性を阻害しないために、その担保措置をどのように検討するかなど、そういった形で論点表みたいなものをお示しいただけると、今この場の議論でもだいぶ論点が出てきたのだろうと思いますので、それを整理していただく、見える化して、資料という形でお示しいただくのが、作業の効率化という観点からは大事なのではないかなと思っております。

その上で、西村委員の御指摘ですけれども、単独館についても移管するという方向性を感じたのですが、村岡公民館など、単独館ではしっかり運営がなされているというご説明でしたが、なぜそこで移管しなければならないのかというところで、諸々、全体的に総合的に望ましいのではないかなというご説明もありましたが、そこの部分を、もう少し細かく、因果関係をエビデンスベースで説明することが、答申を作る際には必要なのではないかなと思っております。

総合的に評価してそうなりましたというのはよく使うレトリックだと思いますが、見方によっては何も語っていないというご批判を受けるかもしれませんので、そこをもう少し細かく補足する資料を、次の小委員会なり、全体会議の場でお示しいただいて、それが単独館はうまくやっているのに、移管する理由として、合理的関連性があるのか、因果関係がしっかり繋がっているのかという議論をするの参考になると思いますので、お願いしたいと思っております。

稲川議長

参事お願いいたします。

事務局

先ほどの単独館、それから併設館の話ですけれども、同じ 業務をするのに、違う組織でそれぞれが成立するというのは、 市としてはあり得ない話ですので、そこは整理する必要がある と考えています。

現状の提案では、それを市長部局にするというのが我々の 提案ですので、また議論の中で理解を深めていただけるよう に、私の方も努力していきますので、よろしくお願いします。

稲川議長

ありがとうございます。

他にありますでしょうか。

既にここでも論点が出てきたと思います。

私と、瀬戸内副議長と、事務局と、議論を重ねたところでも、 全く同じような意見が出てきておりまして、人を増やせばいい のではないか、お金を増やせばいいのではないか、社会教育 法の中に公民館が含まれておりまして、社会教育法に縛られ ると、これができないというようなこと、一番最初には教育の担 保をどうするのというところで、とんでもない市長が出てきたとき に、一体市の教育はどうなってしまうのかというような話も実は しておりましたし、今も続けております。

それを小委員会でまとめて、定例会でもう少し効率よく話を 進めていければいいなと私も思っております。

他にご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そろそろ時間になりますので、諮問、答申に関しての議論は 以上ということにさせていただきます。

続きまして、報告になります。

委員の皆様から報告事項はございますでしょうか。

特にないということで、続きまして、その他になります。

委員の皆様から何かありますでしょうか。

西尾委員どうぞ。

西尾委員

藤沢市民活動支援施設の方で年に2回発行している、VOL UNTEERSというボランティアの募集情報を載せたフリーペーパーで、夏号を発行しましたので、特に学生世代をターゲットにしているんですけれども、こういった冊子もあるということでお配りをさせていただきました。

以上です。

稲川議長

ありがとうございます。

他にありますでしょうか。

皆様のお手元に、前回川野委員からご要望がありました、 教育費政策に関わる予算について、今年度のものを出してい ただいてあります。

また、今まで教育費がどのような推移をたどっていたのかということで、前年度とか前々年度の推移があるものを次回までの資料としてお作りいただくことになっておりますので、今年度の教育政策関係の説明書は、今お手元にあるような形になっておりますのでお使いいただければと思います。

それでは、次回の定例会につきまして、事務局から説明を お願いいたします。

事務局

次回定例会は9月25日月曜日の午前10時から正午の開催を予定しております。

皆様には定例会のおおむね2週間前に開催通知と今月の 議事録を電子メールでお送りいたします。その際に議題や会 場等につきましてご連絡させていただきますので、よろしくお 願いいたします。

稲川議長

ありがとうございます。

事務局から日時が示されましたけれども、小委員会を設置するということになりますと、この日時の時間が若干変わってく

るということもございますので、その旨またメール等で皆様にご 連絡差し上げたいと思います。

他に委員の皆様からございますでしょうか。

なければ、8月の会議をこ終了したいと思いますが、9月8日 までに皆様からご連絡をいただきたいことがいくつかございま すので、よろしくお願いいたします。

また、進捗管理報告書は、冊子を随時読み進めていただい ていると思いますので、書ける方はもう書き始めていただい て、進めていただければと思っておりますので、よろしくお願い いたします。

それでは、8月定例会を終了させていただきます。 委員の皆様、どうもお疲れ様でした。

***** 午後0時 閉会 ******